

福 高 齡 第 5 7 7 号
2 0 1 6 年（平成 2 8 年）1 0 月 4 日

指定介護予防相当訪問事業所 管理者 様
指定介護予防相当通所事業所 管理者 様
指定基準緩和型訪問事業所 管理者 様
指定基準緩和型通所事業所 管理者 様
地域包括支援センター 管理者 様
指定居宅介護支援事業所 管理者 様

福 山 市 長
（保健福祉局長寿社会応援部高齢者支援課）
（ 公 印 省 略 ）

介護予防・日常生活支援総合事業における月額包括報酬の日割り請求に係る適用について（通知）

平素から本市の保健福祉行政について、ご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、本市では2015年（平成27年）4月から介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）を開始したところですが、平成27年3月31日付け厚生労働省事務連絡「介護保険事務処理システム変更に係る参考資料の送付について（確定版）」のI 資料9にあるとおり、総合事業における訪問型サービス費（みなし・独自）及び通所型サービス費（みなし・独自）につきまして、別紙の点が従前の介護予防訪問介護費及び介護予防通所介護費と算定方法が異なります。

つきましては、サービス提供事業所及び地域包括支援センター等の間で連携を図り、遺漏ないようご対応くださいますようお願いいたします。

【問合せ】

福山市保健福祉局長寿社会応援部

高齢者支援課 山崎，坂井

電話：084-928-1189 FAX：084-928-7811

介護予防・日常生活支援総合事業の月額報酬の日割請求の考え方

平成27年3月31日付け厚生労働省事務連絡「介護保険事務処理システム変更に係る参考資料の送付について（確定版）」のI 資料9にあるとおり、介護予防・日常生活支援総合事業における訪問型サービス（みなし・独自）及び通所型サービス（みなし・独自）については、月途中で利用者と契約開始又は解除した場合は、従前の介護予防訪問介護及び介護予防通所介護の請求方法と異なり、契約日を起算日として日割りで算定することとなります。

また、基準緩和型訪問事業費及び基準緩和型通所事業費においても、2016年（平成28年）3月31日付け福高齢第1164号通知「基準緩和型サービス費の日割り請求に係る取扱いについて」にあるように、訪問型サービス費（みなし・独自）及び通所型サービス費（みなし・独自）と同様の考え方で、日割りの請求を行うこととしてください。

（具体例）

① 契約日と同月にサービスを利用した場合

事業	期間	8/1	8/10	8/15	8/31
			1日	契約日	利用開始日
予防給付		← 報酬算定期間（日割なし） →			
総合事業		← 報酬算定期間（日割請求） →			

② 契約日の翌月からサービス利用が開始された場合

事業	期間	7/31	8/1	8/2	8/31
			契約日	1日	利用開始日
予防給付		← 報酬算定期間（日割なし） →			
総合事業		← 報酬算定期間（日割なし） →			

③ 月途中で契約解除した場合

事業	期間	8/1	8/15	8/31	
			1日	契約解除日	
予防給付		← 報酬算定期間（日割なし） →			
総合事業		← 報酬算定期間（日割請求） →			

従前の予防給付及び介護予防・日常生活支援総合事業の月額包括報酬の日割り請求について

【開始事由】

	月額報酬対象サービス	月途中の事由	起算日
予防給付	介護予防訪問介護 介護予防通所介護 介護予防通所リハ (介護予防特定施設入居者生活介護における外部サービス利用型を含む)	・区分変更(要支援Ⅰ⇔要支援Ⅱ)	変更日
		・区分変更(要介護→要支援) ・サービス事業所の変更(同一サービス種類のみ)(※1)	契約日
		・事業開始(指定有効期間開始) ・事業所指定効力停止の解除	
		・介護予防特定施設入居者生活介護又は介護予防認知症対応型共同生活介護の退居(※1)	退去日の翌日
		・介護予防小規模多機能型居宅介護の契約解除(※1)	契約解除日の翌日
		・介護予防短期入所生活介護又は介護予防短期入所療養介護の退所(※1)	退所日の翌日
介護予防・日常生活支援総合事業	介護予防・日常生活支援総合事業 訪問型サービス(みなし) 訪問型サービス(独自) 通所型サービス(みなし) 通所型サービス(独自) 基準緩和型訪問サービス 基準緩和型通所サービス	・区分変更(要支援Ⅰ⇔要支援Ⅱ) ・区分変更(事業対象者→要支援)	変更日
		・区分変更(要介護→要支援) ・サービス事業所の変更(同一サービス種類のみ)(※1)	契約日
		・事業開始(指定有効期間開始) ・事業所指定効力停止の解除	
		・利用者との契約開始	契約日
		・介護予防訪問介護の契約解除(月額報酬対象サービスが、訪問型サービス(みなし)、訪問型サービス(独自)の場合) ・介護予防通所介護の契約解除(月額報酬対象サービスが、通所型サービス(みなし)、通所型サービス(独自)の場合)	契約解除日の翌日
		・介護予防特定施設入居者生活介護又は介護予防認知症対応型共同生活介護の退居(※1)	退去日の翌日
		・介護予防小規模多機能型居宅介護の契約解除(※1)	契約解除日の翌日
		・介護予防短期入所生活介護又は介護予防短期入所療養介護の退所(※1)	退所日の翌日

【終了事由】

月額報酬対象サービス	月途中の事由	起算日
予防給付 介護予防訪問介護 介護予防通所介護 介護予防通所リハ (介護予防特定施設入居者生活介護における外部サービス利用型を含む)	・ 区分変更(要支援Ⅰ⇔要支援Ⅱ)	変更日
	・ 区分変更(要支援→要介護) ・ サービス事業所の変更(同一サービス種類のみ)(※1)	契約解除日 (廃止・満了日)
	・ 事業廃止(指定有効期間満了) ・ 事業所指定効力停止の開始	(開始日)
	・ 介護予防特定施設入居者生活介護又は介護予防認知症対応型共同生活介護の入居(※1)	入居日の前日
	・ 介護予防小規模多機能型居宅介護の利用者の登録開始(※1)	サービス提供日(通い、訪問又は宿泊)の前日
	・ 介護予防短期入所生活介護又は介護予防短期入所療養介護の入所(※1)	入所日の前日
介護予防・日常生活支援総合事業 訪問型サービス(みなし) 訪問型サービス(独自) 通所型サービス(みなし) 通所型サービス(独自) 基準緩和型訪問サービス 基準緩和型通所サービス	・ 区分変更(要支援Ⅰ⇔要支援Ⅱ) ・ 区分変更(事業対象者→要支援)	変更日
	・ 区分変更(事業対象者→要介護) ・ 区分変更(要支援→要介護) ・ サービス事業所の変更(同一サービス種類のみ)(※1)	契約解除日 (廃止・満了日)
	・ 事業廃止(指定有効期間満了) ・ 事業所指定効力停止の開始	(開始日)
	・ 利用者との契約解除	契約解除日
	・ 介護予防訪問介護の契約開始(月額報酬対象サービスが、訪問型サービス(みなし)、訪問型サービス(独自)の場合) ・ 介護予防通所介護の契約開始(月額報酬対象サービスが、通所型サービス(みなし)、通所型サービス(独自)の場合)	サービス提供日の前日
	・ 介護予防特定施設入居者生活介護又は介護予防認知症対応型共同生活介護の入居(※1)	入居日の前日
	・ 介護予防小規模多機能型居宅介護の利用者の登録開始(※1)	サービス提供日(通い、訪問又は宿泊)の前日
	・ 介護予防短期入所生活介護又は介護予防短期入所療養介護の入所(※1)	入所日の前日

月額報酬対象サービス	月途中の事由	起算日
・ 介護予防支援費 ・ 介護予防ケアマネジメント費 ・ 日割計算用サービスコードがない加算	・ 日割りは行わない。 ・ 月途中で、事業者の変更がある場合は、変更後の事業者のみ月額包括報酬の算定を可能とする。(※1) ・ 月の途中で、要介護度に変更がある場合は、月末における要介護度に応じた報酬を算定するものとする。 ・ 月の途中で、利用者が他の保険者に転出する場合は、それぞれの保険者において月額包括報酬の算定を可能とする。	—

※1 ただし、利用者が月の途中で他の保険者に転出する場合を除く。月の途中で、利用者が他の保険者に転出する場合は、それぞれの保険者において月額包括報酬の算定を可能とする。

なお、保険者とは、政令市又は広域連合の場合は、構成市区町村ではなく、政令市又は広域連合を示す。

※2 終了の起算日は、引き続き月途中からの開始事由がある場合についてはその前日となる。